

下水道事業における地方公営企業法の適用範囲の変更について

1 地方公営企業法の適用によって得られる効果

【経営成績や財政状態の把握】

- ① 複式簿記における損益計算書や貸借対照表等の財務諸表を作成することで経営成績や財政状態が明確となる
- ② 管理運営に係る損益取引と建設改良等に係る資本取引を区分して経理することができる
- ③ 出納整理期間がないことから、決算実績を早期に把握でき、直ちにその結果を分析することができる
- ④ 期間損益計算の適正化に伴う使用料対象原価の把握や使用料改定の必要性を明確化できる

【企業経営の弾力化】

- ① 予算の弾力条項（地方公営企業法第24条第3項）

業務量の増加に伴い収益が増加する場合、直接必要な経費に限り、予算超過の支出が認められている

- ② 能率的・機動的な経営のための資産管理の特例（地方公営企業法第33条、第40条、同法施行令第26条の5）

企業用資産の取得、管理及び処分について議会の議決は不要となる

行政財産の目的外使用に係る使用料について、条例で定めることは不要となる

土地の貸付けについて、収益の確保に寄与する場合、幅広く貸付けが認められている

【その他（全部適用の場合）】

- ① 管理者の設置による機動的な経営
- ② 企業管理規程の制定
- ③ 企業職員概念の導入、身分取扱いの差異
- ④ 地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用

2 全部適用と一部適用の違い

【法適用の範囲】

組織に関する規定 法第7条～第16条	財務に関する規定 法第17条～第35条	職員の身分に関する規定 法第36条～第39条の3
← 一 部 適 用 →		
← 全 部 適 用 →		

【組織体制等】

項目	一部適用	全部適用
組織体制	・地方公共団体の長が業務を執行する	・原則、管理者を設置し、管理者が業務全般の権限をもつ
財務規定	・公営企業会計を採用	・同左
職員の身分	・一般行政職員と同じ	・企業職員として地方公営企業法及び地方公営企業労働関連法を適用
経営上の特徴	・財務規定の適用で経理内容が明確となる	・財務規定の適用で経理内容が明確となる ・議会の関与や地方公共団体の長の指揮監督が最小限にとどまるため、企業自らの判断と責任において経営を行う ・人事や契約事務を企業独自で行う

3 地方公営企業法の適用範囲の変更

【法適用のまとめ】

一部適用	財務規定における企業会計の適用により、国の要請する財政状態及び経営成績の明確化という目的を果たすことができる。
全部適用	適用範囲が組織や身分にも及ぶため、事業の独立性が高まり、機動的な運営が可能となるメリットがある一方、人事や契約事務を自ら行う必要があることから人員が必要となり、費用の増加が生じてしまうデメリットがある。



【全部適用から一部適用へ】

結論	地方公営企業法の一部適用（財務規定等のみ適用）であっても、国の要請する財政状態及び経営成績の明確化という目的を果たせること、また、下水道事業の大阪広域水道企業団との統合に伴い、これまで上下水道一体での運営により得られていた、全部適用とした場合における事務の効率化や人員削減等の効果が得られなくなることから、全部適用から一部適用へ変更する。
----	---